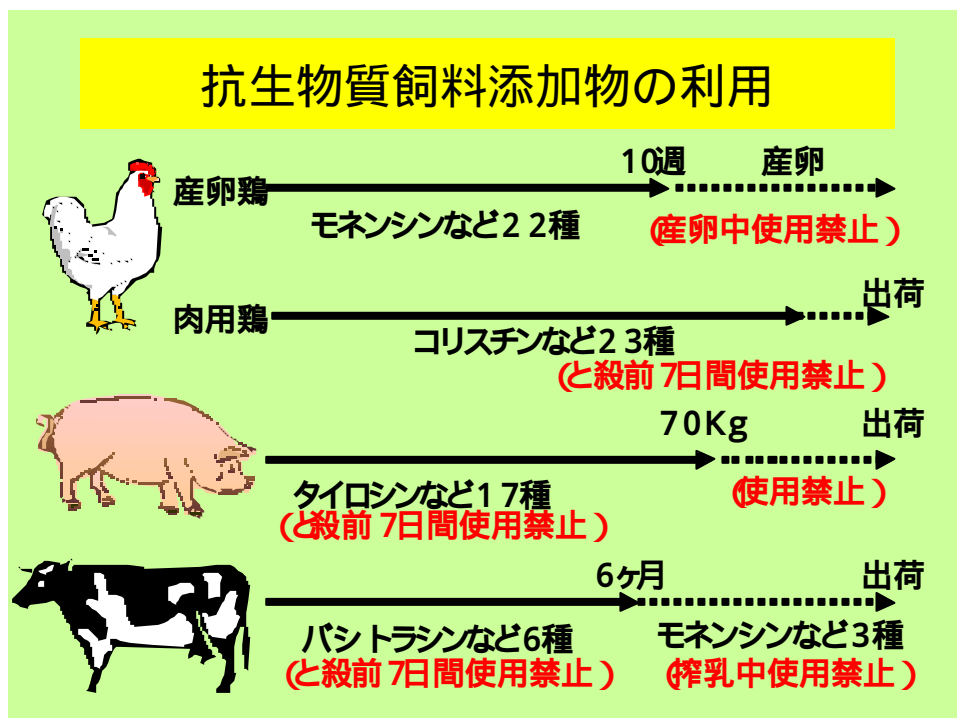
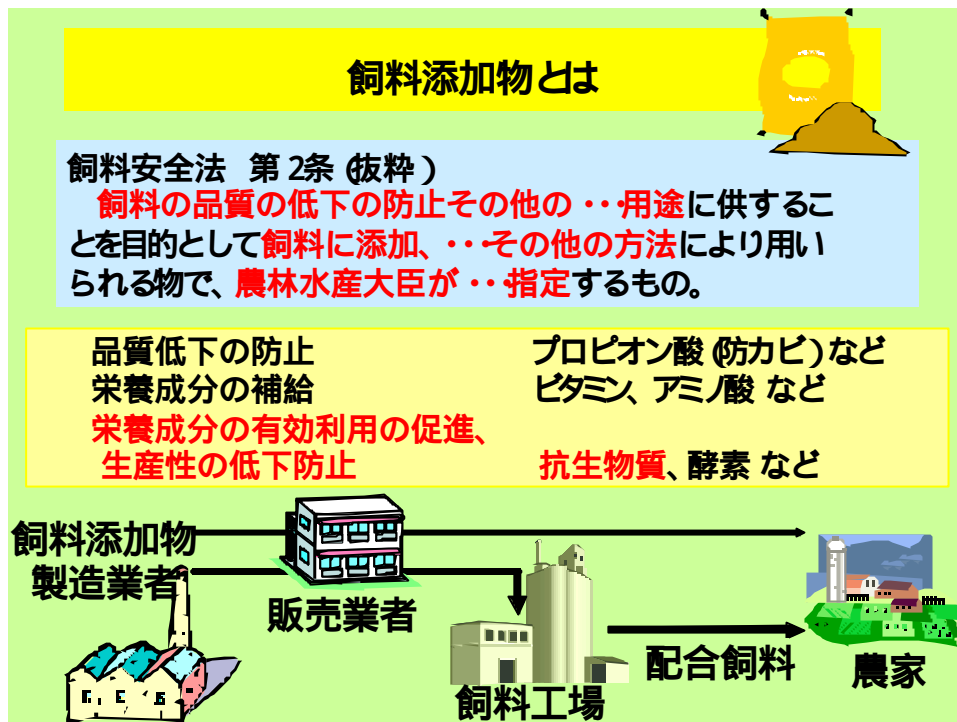


飼料添加物及び動物用医薬品である抗菌性物質の使用の概要（日本）



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）抜粋

別表第1（第1条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法の表示の基準

(1) 飼料一般の成分規格

ア 飼料は、抗菌性物質（飼料添加物として指定されたものを除く。）を含んではならない。

イ 次の表の対象飼料の欄に掲げる飼料及びうずら（産卵中のものは除く。）を対象とする飼料以外の飼料は、同表に掲げる飼料添加物を含んではならない。

ウ 次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

飼料添加物名	単位	対象飼料		鶏（フクロイラを除く。）用		ブロイラー用		豚用		牛用	
		鶏（フクロイラを除く。）用	ブロイラー用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用	
ポリペプチド系	亜鉛バシトリン	万単位	16.8～168	16.8～168	16.8～168	42～420	16.8～168	42～420	16.8～168		
	エンラマイシン	g力価	1～10	1～10	1～10	2.5～20	2.5～20				
	チオペプチン	g力価	2～10	2～10	2～10	2～20	2～10				
	ノシヘプチド	g力価	2.5～10	2.5～10	2.5～10	2.5～20	2.5～20				
	硫酸コリスチン	g力価	2～20	2～20	2～20	2～40	2～20	20			
テトラサイクリン系	アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン	g力価	5～55	5～55		5～70		20～50	20～50		
	クロルテトラサイクリン	g力価	10～55	10～55				10～50	10～50		
マクロライド系	キササマイシン	g力価	5～10	5～10		5～35					
	セデカマイシン	g力価				5～20	5～20				
	リン酸タイロシン	g力価				11～44					
アミノグリコシド系	デストマイシンA	g力価				5～10	5～10				
	ハイグロマイシンB	万単位				660～1,320	660～1,320				
ストレプトグラミン系	バージニアマイシン	g力価	5～15	5～15	5～15	10～20	10～20				
ポリエーテル系	サリノマイシンナトリウム	g力価	50	50	50				15	15	
	センデュラマイシンナトリウム	g力価	25	25	25						
	ナラシン	g力価	80	80	80						
	モネンシンナトリウム	g力価	80	80	80				30	30	
	ラサロシドナトリウム	g力価	75	75	75						33
その他	アピラマイシン	g力価	2.5～10	2.5～10	2.5～10	10～40	10～40				
	エフロトマイシン	g力価				2～16	2～16				
	フラボフォスフォリボール	g力価	1～5	1～5	1～5	2～10	2.5～5				
	ピコザマイシン	g力価	5～20	5～20	5～20	5～20	5～20				
	ポリナクチン	g力価	2.5～20	2.5～20	2.5～20						
合成抗菌剤	アンプロリウム・エトバベート	g	アンプロリウム 40～250 エトバベート 2.56～16	40～250	40～250						
	アンプロリウム・エトバベート・スルファキノキサリン	g	アンプロリウム 100 エトバベート 5 スルファキノキサリン 60	100	100						
		g		5	5						
	クエン酸モランテル	g		60	60	30	30				

デコキネート	g	20 ~ 40	20 ~ 40	20 ~ 40					
ナイカルバジン	g		100						
ハロフジノンポリ スチレンスルホン 酸カルシウム	g	40	40	40					

注1 対象飼料とは、次のものをいう。

鶏（ブロイラーを除く。）用	幼すう用 中すう用	ふ化後おおむね4週間以内の鶏用飼料 ふ化後おおむね4週間を超え10週間以内の鶏用飼料
ブロイラー用	前期用 後期用	ふ化後おおむね3週間以内のブロイラー用飼料 ふ化後おおむね3週間を超え食用として屠殺する前7日までのブロイラー用飼料
豚	ほ乳期用 子豚期用	体重がおおむね30kg以内の豚用飼料 体重がおおむね30kgを超え70kg以内の豚（種豚育成中のものを除く。）用飼料
牛	ほ乳期用 幼齢期用 肥育期用	生後おおむね3月以内の牛用飼料 生後おおむね3月を超え6月以内の牛用飼料 生後おおむね6月を超えた肥育牛（搾乳中のものを除く。）用飼料

2 対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、飼料1トン当りの有効成分量である。

## (2) 飼料一般の製造の方法の基準

ウ 次の表の同一欄内の2以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

第1欄	アンブロリウム・エトバベート、アンブロリウム・エトバベート・スルファキノキサリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、デコキネート、ナイカルバジン、ナラシン、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
第2欄	クエン酸モランテル、デストマイシンA、ハイグロマイシンB
第3欄	亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフトロマイシン、エンラマイシン、キササマイシン、クオールテトラサイクリン、セデカマイシン、チオペプチン、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、フラボフォスホリボール、ポリナクチン、リン酸タイロシン
第4欄	アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、クオールテトラサイクリン、ピコザマイシン、硫酸コリスチン

注：(1)の表は事務局により一部改変。

## 動物用医薬品とは



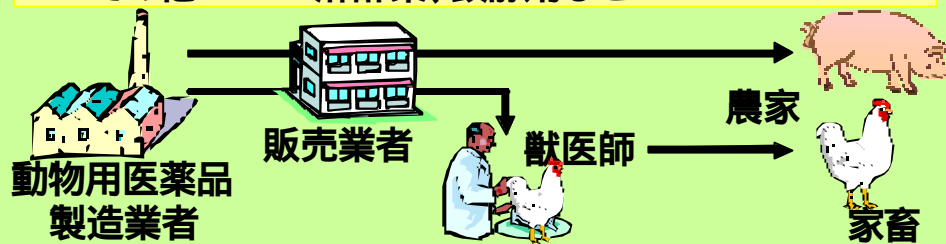
薬事法 第2条 (抜粋)

…**疾病の治療又は予防**に使用されることが目的とされている物…。

(医薬品のうち動物用のもの)

治療  
予防  
その他

**抗生物質**、解熱鎮痛剤など  
ワクチン、消毒薬など  
麻酔薬、鎮静剤など



## 動物用医薬品 (抗生物質) 利用の制度

農林水産省

### 動物用医薬品の承認

有効性・安全性を審査し承認  
(連続使用は原則最大7日間)

(薬事法 14条)

### 使用規制制度

用法・用量、使用禁止期間  
などの基準を遵守して使用

(薬事法 83条の4,5)

### 要指示医薬品制度

獣医師の指示に基づいて販  
売される

(薬事法 49条)

### 要診察医薬品制度

獣医師が指示書を発行す  
る場合、獣医師自ら診察

(獣医師法 18条)

動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）抜粋

（対象動物）

第二条 この省令において「対象動物」とは、薬事法（以下「法」という。）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第二号に規定する対象動物をいう。

（使用者が遵守すべき基準）

第三条 法第八十三条の四第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品は、それぞれ、当該医薬品の種類に応じこれらの表の使用対象動物の欄に掲げる動物（以下「使用対象動物」という。）以外の対象動物に使用してはならないこと。
- 二 別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量（当該医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該医薬品を加えて使用する場合にあつては、その用量から当該飼料が含む当該成分の量を控除した量）により使用しなければならないこと。
- 三 別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間を除く期間において使用しなければならないこと。

別表第1（第1条関係）抜粋

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	牛（生後6月を超えるものを除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	豚	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためには水揚げする前30日間
	にしん目魚類（海水中で養殖されているもの）	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためには水揚げする前30日間
	にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。）	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためには水揚げする前30日間
	うなぎ目魚類（うなぎにあつては、体重100g以下のもの及び食用に供するために水揚げする前30日間は飼育水の交換率が1日平均40%以上の条件におかれる体重100gを超えるもの）	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
	かれい目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前40日間
くるまえばい	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前25日間	
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする飲水添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間

	豚	と。 1日量として体重1kg当たり11mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり500mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする強制経口投与剤	牛(生後6月を超えるものを除く。)	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	豚(生後4月を超えるものを除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤(2ピロリドン含有するもの(これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを除く。))	牛	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	豚	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前17日間
	鶏	1日量として体重1kg当たり50mg(力価)以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前13日間又は食用に供する卵の産卵前15日間
オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤であつて2ピロリドン含有するもの(これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを除く。))	牛	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前62日間
	豚	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。ただし、体重が10kg以下の子豚にあつては1日量として1頭当たり200mg(力価)以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする子宮・腔内投与剤	牛	1日量として1頭当たり1000mg(力価)以下の量を子宮内又は腔内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前60時間
	豚	1日量として1頭当たり500mg(力価)以下の量を子宮内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間

## 動物用医薬品等取締規則(昭和36年農林省令第3号)抜粋

第八条の二の二 法第十四条第二項第二号(法第十四条第七項(法第十九条の二第四項及び第二十三条において準用する場合を含む。))、第十九条の二第四項及び第二十三条において準用する場合を含む。)に規定する対象動物は、次のとおりとする。

- 一 牛、馬及び豚
- 二 鶏及びうずら
- 三 みつばち
- 四 食用に供するために養殖されている水産動物

注:「法」とは、薬事法(昭和35年法律第145号)を指す。

## 飼料添加物と動物用医薬品の比較

項目	飼料添加物	動物用医薬品
投与期間	長期連続使用	原則最大7日
投与量	低用量	高用量
使用形態	工場で飼料に混合したものを使用 (飼料製造管理者による管理)	獣医師の管理下で使用 (要指示制度)
使用目的	栄養成分の有効利用の促進、生産性の低下防止	治療
使用規制	成分規格等省令	使用規制省令
監視機関	(独)肥飼料検査所 都道府県 農水省	動物医薬品検査所 都道府県 農水省

## 抗生物質飼料添加物の製造量

(独)肥飼料検査所

	種類	製造量 (純末ト、2001年度)	
		合計	主な用途
抗生物質	アミノグリコシド系	4.0	豚
	ポリペプチド系	30.8	牛、豚、鶏
	テトラサイクリン系	8.1	牛、豚、鶏
	ストレプトグラミン系	2.2	豚、鶏
	マクロライド系	2.0	豚、鶏
	ポリエーテル系	107.8	牛、鶏
	その他	20.4	豚、鶏
合成抗菌剤		58.0	豚、鶏

合成抗菌剤については2001年の販売量 (社)科学飼料協会)

## 抗生物質動物用医薬品の販売量

農林水産省

	種類	販売量(純末、2001年)(畜種別は推定)					
		合計	牛	豚	鶏	魚	その他
抗 生 物 質	アミノグリコシド系	68.3	10.4	39.6	17.0	0.0	1.4
	セフェム系	1.7	1.5	0.2	0.0	0.0	0.0
	テトラサイクリン系	455.5	34.1	291.6	91.0	38.2	0.6
	ペニシリン系	102.5	16.1	32.7	11.1	41.4	1.2
	マクロライド系	161.0	0.6	39.1	21.0	99.4	0.8
	その他	13.2	1.1	9.4	0.4	1.7	0.6
合 成 抗 菌 剤	キノロン系	3.2	0.0	0.0	0.2	2.9	0.0
	スルフォアミド系	174.6	20.3	114.1	17.2	21.0	2.1
	チアンフェニコール系	31.9	0.9	11.2	2.4	17.3	0.0
	フルオロキノロン系	6.3	0.6	1.3	3.8	0.0	0.6
	その他	40.7	0.4	31.0	2.7	6.0	0.6

(農林水産省作成資料)